## ロシア連邦大統領令

## 経済的に重要な組織である事業体およびその関係者による 情報の開示および提出の暫定的な手順について

アメリカ合衆国およびそれに加わった諸外国および国際機関の非友好的で国際法に反する行動に対する緊急措置を講じる必要性に鑑み、また、2018年6月4日付ロシア連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応(対抗)措置について」および2018年6月4日付ロシア連邦法第133-FZ号「ロシア連邦のいくつかの法令の改正、ならびに連邦法『金融サービス利用者の権利に関する代理人について』の採択に伴う連邦法『連邦法[輸送手段有者の第三者賠償責任強制保険について]およびロシア連邦のいくつかの法令の改正について』第5条第15項の失効認定について」にしたがい、以下の通り決定する:

- 1. 2023年8月4日付連邦法第470-FZ号「経済的に重要な組織である事業体における法人関係の規制の特 異事項について」にもとづいて、経済的に重要な組織である事業体、経済的に重要な組織の株式(定款資本 金における持分)の直接所有へ移行する義務または権利を有する者、経済的に重要な組織の株式(定款資本 金における持分)の直接所有に移行する権利を譲渡された者、司法手続きにより設立され、経済的に重要な 組織の株式(定款資本金における持分)に対する外国の持株会社の権利を譲渡された事業体(以下、「事業 体およびその関係者」)は、1992年11月27日付ロシア連邦法律第4015-I号「ロシア連邦における保険事業の 体制について」、連邦法「銀行および銀行事業について」、1995年12月26日付第208-FZ号「株式会社につい て」、1996年4月22日第39-FZ号「有価証券市場について」、1998年2月8日付第14-FZ号「有限責任会社に ついて」、2001年8月7日付第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化(マネーロンダリング)およ びテロ資金供与への対抗措置について」、2001年8月8日付第129-FZ号「法人および個人事業主の国家登記 について」、2006年7月26日付第135-FZ号「競争の保護について」、2006年7月27日付第149-FZ号「情報、 情報技術および情報の保護について」、2006年7月27日付第152-FZ号「個人データについて」、2008年4月 29日付第57-FZ号「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際 の手順について」、2008年12月30日付第307-FZ号「監査活動について」、2010年7月27日付第208-FZ号「連 結財務諸表について」、2010年7月27日付第224-FZ号「インサイダー情報の不正利用および相場操縦対策、 ならびにロシア連邦の若干の法令の改正について」、2011年4月6日付第63-FZ号「電子署名について」、 2011年12月6日付第402-FZ号「簿記について」、2013年4月5日付第44-FZ号「国および地方自治体のニー ズを満たすための商品、役務、サービスの調達分野における契約制度について」、および2020年6月8日付 第168-FZ号「ロシア連邦の人口に関するデータを含む統一連邦情報登録簿について」の要求にしたがって開 示および(または)提出の対象となる情報を開示および(または)提出しないものと定める。事業体および その関係者はロシア連邦法令の要求にもとづいて開示および(または)提出の対象となる上記以外の情報を 開示および(または)提出しない権利を有する。
- 2. 本令第1項にもとづいて情報を開示および(または)提出しなかった事業体およびその関係者は以下の義務を有する:
- a) 本令第1項に記載したロシア連邦法令にもとづいて当該情報を受領すべき連邦行政機関およびその他の者にしかるべき通知を送付する;
- b) 本項 a) 号に記載した連邦行政機関およびその他の者の照会に応じて、それらに当該の情報を提出する。

- 3. 本令第1項にもとづいて事業体およびその関係者によって開示および(または)提出されなかったが、本令第2項b)号にもとづいて提出された情報は、国家情報システムおよびその他のソースへの掲載を含め、開示の対象とならない。
  - 4. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン 2024年1月27日 第73号